

第2弾ウォーカブルなまちづくりの活動 募集要項

■目的

本活動は、区の支援のもと、道路等のパブリック空間等を活用し、地域の人にとって居心地のよい場所、楽しく過ごせる場所（プレイス）を、地域に住んでいる人や地域にかかわりのある人自らが創出することを目的としています。

これにより、パブリック空間等を活用した皆さんの「やりたいこと」を実現しながら、地域の居心地をよくし、地域に住み、働き、学び、訪れる人たちの生活の質（QOL）が向上するまちをめざします。

1 公募期間

令和7年7月1日（火）～令和7年7月25日（金）（必着）

2 実施場所

千代田区内

3 応募資格

応募者は、本事業の趣旨に賛同するとともに、公共性・公平性を理解し、ウォーカブルなまちづくりの推進に寄与できる方で、個人、グループ、企業、団体、いずれも応募できます。

応募に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。

- ・本事業の趣旨に賛同するとともに、公共性・公益性を理解し、ウォーカブルなまちづくりの推進に寄与できる
- ・商店等の場合、営業に関する必要な許認可・免許等を有している
- ・各業態の関係諸法規及び行政官庁の指導を遵守できる
- ・応募内容の企画・運営を、責任をもって実施できる
- ・事務局が今後提示する活動の運営にあたっての注意事項等に協力する

4 活動の要件

道路等のパブリック空間を活用するとともに、地域課題を解決し、ウォーカブルなまちづくり（QOLの向上）に資する、他の取組みの参考となるような活動を募集します。例えば、道路上にベンチ等の滞留空間を創出する活動や、道路空間でイベントを開催することなどが想定されます。

応募に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。

- ・警察、道路管理者及び関係機関等との協議等により、応募内容どおりに実施できない可能性があること
- ・区民全体や不特定多数の利益のための活動であること
- ・営利、収益を目的とした活動ではないこと
- ・飲食、販売、広告設置等、収益が生まれる活動を実施する場合、その収益は活動費用に充当される、もしくは地域に還元すること
- ・ルールに沿った使用であること
- ・活動の実施期間中、活動に対する問合せ等に対応できる連絡体制が確立できること

- ・活動終了後、実施前の状態に戻すこと
- ・活動終了後、活動の内容等、結果報告をすること
- ・寄付金の募集、募金活動、勧誘行為ではないこと
- ・通行者や周辺住民等に危害や迷惑を与える恐れのある行為ではないこと
- ・暴力団もしくは暴力団員の利益につながる活動ではないこと
- ・法令、条例、規則等に違反する活動でないこと
- ・公序良俗に反する活動ではないこと
- ・宗教的活動または政治的活動でないこと

5 活動の期間

採択決定日（令和7年8月下旬～9月上旬予定）から令和8年1月末までの一定期間

6 活動の採択数（予定）

5件程度

※審査を実施した上で、採択数が上記件数に満たない可能性もあることをご了承ください。

7 活動に対する支援内容

採択された場合、応募内容の実現に向け、以下の支援を受けることができます。

ア 実施場所確保に関する関係者とのコーディネート

イ 活動費用の支援（上限額 30 万円（税込））

以下の経費のうち、活動を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものを対象とします。

（ア）ハード事業に掛かる経費

施工費、材料費、什器等の購入費

（イ）ソフト事業に掛かる経費

印刷製本費、広告費、備品費、消耗品費、謝礼金（※1）、雑役務費（※2）

※1：有識者への支払いなど事業の実施主体ではない人からの技術提供費

※2：イベント実施時などに事業を行うために必要な臨時のアルバイト費（実施主体にかかる人件費、会議費、交通費は対象外）

※事業終了後、支払金額が確認できる資料一式、及び活動報告書（活動の内容等が記載された様式）の提出をもって支払いを実施します。なお、お支払い先は実施主体の口座となりますので、口座がない場合は予めご準備ください。

また、活動に伴い、初期費用が必要な場合には別途相談に応じることは可能です。

※区及び区の関係団体から同種の補助金の交付を受けている場合は、活動費用の支援は受けられません。

ウ 区広報紙や HP、SNS での情報発信

実施主体で行う主な事項と区の主な支援

実施主体で行う主な事項	区の主な支援内容
・ 活動の企画および実施 ・ 活動に必要な許認可・免許等の取得 ・ 実施地域における合意形成 ・ 活動終了後の原状復帰 ・ 活動の報告 など	・ 実施場所確保に関する関係者とのコーディネート ・ 活動費用の支援（上限 30 万円） ・ 区広報紙や HP、SNS での情報発信 など

8 応募方法

提案書及び提案書の補足資料（必要に応じて用意）を、令和 7 年 7 月 25 日（金）（必着）までに郵送、E メールまたは直接以下の提出先までご提出ください。

千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課計画推進担当（区役所 5 階）

（担当者）藤本・向川原・城間

〒102-8688 九段南 1－2－1

E-mail : keikakusuishin@city.chiyoda.lg.jp

※応募から 1 週間以内に受け付けの返信がない場合、お手数ですが問合せ先へご連絡ください。

9 審査方法

審査は、提出された提案書等をもとに書類審査を行い、採択者を決定します。

審査結果の通知は、8 月下旬～9 月上旬を予定しています。

※審査にあたり、事前に活動内容についてヒアリングをする場合があります。

※選定理由についてはお伝えすることはできませんので予めご了承ください。

10 留意事項

- ・ 採択後に本活動の趣旨に明らかに適していないと区が判断した場合は、活動の支援を取りやめることがあります。
- ・ 活動の実施期間中には、定期報告の依頼やこちらからの視察などを実施します。
- ・ 支払金額が確認できる資料一式、及び活動報告書（活動の内容等が記載された様式）の提出は令和 8 年 2 月 27 日（金）までをお願いします。
- ・ 提案書や活動報告書等については、今後のさらなるウォーカブルなまちづくりの推進に向けて、千代田区のホームページ等にて公開することをご了承ください。
- ・ なお、今回の活動を機に、その後の活動の支援を確約できるものではないことをご留意ください。その後の活動を実施する上で支援が必要になる場合は、問い合わせ窓口にご相談ください。

11 ポイント

- ・ 皆さんが考えていることややりたいことなどが詳しくわかると審査の際に大変参考となります。提案

書以外にも企画書や（提案者が活動内容を説明した）動画などの資料を補足資料としてご提出いただいても構いませんので、ご検討ください。（補足資料は任意の提出ですが、提案書は必ずご提出ください。）

- ・他の取組みの参考となるような活動を募集しているため、例年と同じ内容よりも新たな発見・挑戦となるような“新規性”を重視しています。また、活動の継続性についても重視しています。今後の展望がある場合には、提案書にご記載ください。

12 問合せ

千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課計画推進担当

（担当者）藤本・向川原・城間

TEL：03-5211-3612

E-mail：keikakusuishin@city.chiyoda.lg.jp